

ブリティッシュ・コロンビア州（カナダ）の歴史研究と歴史教育

——近年の動向から——

細川 道久

はじめに

2018（平成30）年3月、日本では高等学校学習指導要領が改訂され、2022（令和4）年度から、地理歴史においては、「地理A」「地理B」「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」に替えて、「地理総合」「地理探究」「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」が導入された。地理歴史の目標として、学習指導要領は、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」の育成を掲げている¹。公民においても学習指導要領が改訂され、「現代社会」「倫理」「政治・経済」から、「公共」「倫理」「政治・経済」へと科目構成が見直された。公民の目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」の育成であり²、地理歴史と重なりあっている。

本稿が対象とするカナダでは、日本のように地理歴史と公民が別個の教科にはなっておらず、ほとんどの州では「社会科(social studies)」として教授されている。しかも、「社会科」は1つの教科であり、歴史という独立した教科はない。つまり、「社会科」では、歴史・地理・政治・経済などを幅広く学ぶ形がとられている。なお、「ほとんどの州では」と断ったのは、教育は州の管轄であり、日本の文部科学省に相当する省庁は連邦にはないからである³。

本稿では太平洋岸に位置するブリティッシュ・コロンビア州(Province of British Columbia)〔BC州〕に焦点を当てるが、同州教育省(Ministry of Education and Child Care)⁴は、「社会科」の目標が「生徒が教養ある市民として成長することに寄与する」ことにあるとし、具体的には以下の点を挙げている。

民主主義社会への参加に必要な能力の育成——多様な視点の考慮、異なる価値観や視点の尊重、情報の収集・批判的分析、見識ある意思決定、自身の意見の効果的伝達

過去、現在、未来のつながり、とりわけ、我々の社会の発展・変化を形作ってきた人々、出来事、傾向に対する理解——カナダの過去と現在を十全に理解するには、カナダの先住民に対する理解を深めることが必要

人間と環境の相互作用、人間の社会・文化の発展に及ぼす物理的環境の影響、人間が環境に与える

¹ 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 地理歴史編 平成30年7月（令和3年8月一部改訂）』（20220802-mxt_kyoiku02-100002620_03）、39頁。

² 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編 平成30年7月』（20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04）、21頁。

³ 各州・準州の教育担当相が全国レベルの課題を協議する機関(Council of Ministers of Education, Canada)(CMEC)は設けられているが、教育制度・カリキュラムは州に委ねられている。ちなみに、オンタリオ州(Province of Ontario)では、歴史は、初等レベルでは「社会・歴史・地理(Social Studies, History and Geography)」の第7・8学年で、中等教育レベルでは「カナダ・世界の研究(Canada and World Studies)」の第10・11・12学年で教授されている。後者には、歴史のほか、政治・地理・経済・法律が含まれる。<https://www.dcp.edu.gov.on.ca/en/curriculum/elementary-sshg/grades-list>;
<https://www.dcp.edu.gov.on.ca/en/curriculum/canadian-and-world-studies/courses-list> (August 20, 2023).

⁴ 2022年4月にMinistry of Education（教育省）からMinistry of Education and Child Care（教育・保育省）になったが、本稿では「教育省」と表記。

影響に対する理解——これらの相互作用を理解するには、地球物理学上の特徴や人類が及ぼす影響について空間的認識を育むことが必要

市民としての権利と責任、民主的な政治システムに対する理解——個人、集団、地域、州、国の各レベルでの意思決定の方法を理解し、政治プロセスに参加し効果的に自身の意見を述べる方法を含む
経済システムの仕組み、相互に結びついたグローバル経済におけるその位置に対する理解——政治、環境、経済での意思決定による相互作用と、異なる利害の調整・妥協への理解⁵

上記目標は2018年6月に掲げられ、これが現行のBC州「社会科」として教授されている。歴史に関して言えば、過去・現在・未来のつながりの理解という全般的指針に則ったうえで、先住民に対する理解を重視している点が特徴である。実際、例えば、第12学年(Grade 12)の「社会科」には、「BC州の先住民(B.C. First Peoples)」「今日の先住民研究(Contemporary Indigenous Studies)」という科目が設けられている⁶。歴史教育に限らず、BC州は、多様性への理解を深めることで、グローバル化の中で主体的に判断・行動できる「教養ある市民」の育成を目指していると言える。

多様性への理解は、以前から教育方針に盛り込まれている。既に2008年に同州は、「社会科」を含む全教科において「多様性(diversity)」と「社会正義(social justice)」を教授する方針を打ち出しており、教育学界では、「文化的多様性に加え、文化間の偏見や差別を軽減し、社会正義に立ったより平等で公正な社会の実現という多文化教育の本来の目的を指向したカリキュラム」⁷として、先駆性が評価されてきた⁸。

だが、2023年1月23日、同州教育省が発表した「初等中等教育における反人種差別アクション・プラン(K-12 Anti-Racism Action Plan)」は、自己点検を迫るものであった。『力をあわせて人種平等を(Racial Equity Together)』⁹と題するブックレットには、関係諸大臣のメッセージの後に、「展望(vision)」が掲載されている。その書き出しは衝撃的である。

構造的な人種差別(systemic racism)¹⁰と入植者植民地主義(settler colonialism)が、数世代にわたって我が州を形作ってきた。そしてそれは、BC州の先住民(Indigenous)、黒人(Black)、有色の人々(People of

⁵ <https://curriculum.gov.bc.ca/curriculum/social-studies/goals-and-rationale> (August 20, 2023).

⁶ 第12学年の「社会科」は、「BC州の先住民」「今日の先住民研究」以外に、「20世紀の世界史(20th Century World History)」「アジア研究(Asian Studies)」「比較文化(Comparative Cultures)」「世界の宗教比較(Comparative World Religions)」「経済理論(Economic Theory)」「ジェノサイド研究(Genocide Studies)」「人文地理(Human Geography)」「法学(Law Studies)」「哲学(Philosophy)」「自然地理(Physical Geography)」「政治学(Political Studies)」「社会正義(Social Justice)」「都市研究(Urban Studies)」があり、全15科目からなる。<https://curriculum.gov.bc.ca/curriculum/social-studies> (August 20, 2023).

⁷ 森茂岳雄「第4章 社会科における多文化教育のカリキュラム・デザインと単元開発」森茂岳雄・川崎誠司・桐谷正信・青木香代子編『社会科における多文化教育——多様性・社会正義・公正を学ぶ』明石書店、2019年、69頁。

⁸ 概して言えば、BC州のみならず、カナダの多文化教育は、高く評価される傾向が強い。だが、否定的な見解もないわけではない。アルバータ州の歴史教科書を分析した次の論稿は、中等教育レベルの歴史教育は多文化主義的とは到底言えないと結論づけている。鳥越泰彦「カナダの歴史教育——多文化主義とその限界」『教育研究』(青山学院大学教育学会)第52号、2008年4月、同「カナダの歴史教育——2007～08年度アルバータ州の教育改革を中心として」『歴史と地理』第614号、2008年5月。これに対して、同州の歴史教育カリキュラムの分析から、「深い多様性(deep diversity)」の尊重を促進させていると評価する論稿もある。坪田益美『「多様なパースペクティブ」を重視した歴史教育の内容構成——『多様性の尊重』を普遍化する教育内容の配列について』『東北学院大学教養学部論集』第189号、2022年2月。教師には自由裁量が認められており、制度やカリキュラムといったオフィシャルな側面にとどまらず、実際の教授内容など、実態に迫る多面的な分析が必要ではなからうか。本稿註17も参照されたい。ちなみに、次の論稿は、歴史教師270人(初等・中等・高等教育レベル)のカナダ史理解・評価のありようを調査・分析している。Lindsay Gibson, Catherine Duquette, and Jacqueline P. Leighton, “What events in Canadian History are most significant? A Survey of history teachers”, *Canadian Historical Review*, vol. 103, no. 3, 2002.

⁹ <https://news.gov.bc.ca/releases/2023ECC0003-000066> (August 20, 2023).

¹⁰ systemic racism は「体系的／組織的／制度的」「人種差別／人種主義」とも訳せるが、制度・文化・社会にしみこんだ人種差別であり、思想や観念に限定されない広くはびこる差別の総体を指しており、「構造的な人種差別」と訳出した。

Colour)¹¹を傷つけてきた。差別に立ち向かい、人種主義をなくし、BC州を誰にとっても、より公正で開かれた、人々を迎え入れる州にするために、我々は……反人種差別行動計画(anti-racism initiatives)に取り組んでいる¹²。

構造的な人種差別や入植者植民地主義がBC州社会に深い根をおろしてきたことを認め、その根絶に向けて行動することを言明したのである。そして、教材作成(2022/23年度)などを盛りこんだ「反人種差別アクション・プラン」の実施行程表を示すとともに¹³、『反人種差別——教師用ガイド(*Anti-Racism: A Guide for Teachers*)』を発刊した¹⁴。

多文化教育の先駆性が評価されてきたBC州が、構造的な人種差別や入植者植民地主義の過ぎ去らない過去を認め、さらなる教育改革に動いた背景には何があったのだろうか。本稿では、BC州、あるいは同州を含むカナダでの非白人¹⁵をめぐる近年の出来事に言及したうえで、歴史研究者らが2021年に刊行した教材——『人種差別の「ブリティッシュ・コロンビア」に抗って——150年以上にわたって(*Challenging Racist “British Columbia”: 150 Years and Counting*)』¹⁶〔CRBC教材〕を取りあげる。同教材が最新の歴史研究の成果に基づく、新しいブリティッシュ・コロンビア史像を提示している点を明らかにするとともに、歴史研究者らが、生徒・学生のみならず、広く市民の歴史認識の是正に関与してきたこと、つまり、彼らが多文化共生に向けた社会活動に積極的に関わってきた一端を示したい¹⁷。

I 払拭されない(?)人種主義——改革・是正の動きのなかで

1 先住民寄宿学校、ブラック・ライヴズ・マター運動、コロナ禍

1971年、ピエール・トルドー(Pierre Elliott Trudeau)首相が、連邦下院にて「二言語主義の枠内での多文化主義」の導入を宣言して以来、1982年には「権利と自由のカナダ憲章(Canadian Charter of Rights and Freedoms)」が、1988年にはカナダ多文化主義法(Canadian Multiculturalism Act)が制定され、多文化共生に向けた動きが加速した。とはいえ、非白人、特に先住民をめぐる課題は抜本的に解消されたわけではなかった。

21世紀に入り、先住民の寄宿学校(residential school)問題¹⁸がクローズアップされた。2008年、スティーヴン・ハーパー(Stephen Harper)首相が謝罪を行ない、同年、寄宿学校の実態解明と先住民への補償・和解のために、インディアン寄宿学校真実和解委員会(Indian Residential Schools Truth and Reconciliation Commission of Canada)(TRC)¹⁹が設置され、同委員会は2015年に最終報告書を提出した²⁰。同報告書

¹¹ people of colour は、一般には、先住民以外の、アジア系などの「非白人」を指す。

¹² <https://news.gov.bc.ca/releases/2023ECC0003-000066> (August 20, 2023).

¹³ 同上。

¹⁴ <https://curriculum.gov.bc.ca/curriculum/anti-racism> (August 20, 2023). 『反人種差別——教師用ガイド』のURLは以下の通り。<https://curriculum.gov.bc.ca/sites/curriculum.gov.bc.ca/files/pdf/anti-racism/en-anti-racism-education-bc.pdf> (August 20, 2023).

¹⁵ 上述の『力をあわせて人種平等を』では、「先住民、黒人(Black)、有色の人々(People of Colour)」とあるが、以下では、先住民と黒人に加え、アジア系など、ヨーロッパ系以外の人々を総称して「非白人」と表記する。註11も参照。

¹⁶ Nicholas XEMF OLTW Claxton, Denise Fong, Fran Morrison, Christine O'Bonsawin, Maryka Omatsu, John Price & Sharanjit Kaur Sandha, *Challenging Racist “British Columbia”: 150 Years and Counting [CRBC]*, Asian Canadians on Vancouver Island: Race, Indigeneity and the Transpacific (ACVI), University of Victoria & The Canadian Centre for Policy Alternatives (BC Office), 2021. オープンアクセスのURLは以下の通り。<https://challengeracistbc.ca/> (August 20, 2023).

¹⁷ 本稿がCRBC教材を取りあげるのは、州教育省による公的なカリキュラム・制度からでは浮かび上がらない歴史研究(者)と歴史教育の関わりを考察するためである。また、「反人種差別アクション・プラン」に言及したのは、同省が社会問題に対処すべく、教育改革の断行を表明した点に注目したからだが、筆者は、社会問題すべてが教育に起因するといった短絡的な捉え方をしているわけではない。したがって、これまで高い評価を受けてきたBC州の多文化教育の先駆性を否定する意図はない。

¹⁸ 細川道久「カナダ先住民の寄宿学校の歴史——基礎的資料」『鹿大史学』第67号、2020年3月、1-13頁。

¹⁹ 「真実和解委員会」の名称が定着しており、本稿もこれに従うが、「真実(truth)」とは、歴史的事実を明らかにしそ

には、関連諸機関が早急に検討すべき課題として、法律、教育、顕彰のあり方など、94項目からなる「行動要求(Calls to Action)」が列挙されており、関連諸機関では対応が検討・実施され、今日に至っている。

だが、TRCの提言が、即座に実行に移されたわけではない。法定休日(祝祭日)を例に挙げよう。2021年6月3日、9月30日を「真実と和解のための国民の日(National Day for Truth and Reconciliation)」「真実と和解の日」²¹とする法案が連邦議会上院で可決した。これは「行動要求」第80項目を受けたものである。既に9月30日は、寄宿学校の記憶を語り継ぐ日として、「オレンジ・シャツ・デー(Orange Shirt Day)」の名称で2013年から始まっていた。連邦議会での当初案では、6月21日であった。6月21日は、ノースウェスト準州(Northwest Territories)とユーコン準州(Yukon Territory)の「先住民の日(National Indigenous Peoples Day)」であり、これを全国に広げることが想定されていた。だが、「オレンジ・シャツ・デー」の期日に合わせるべきとする先住民側の要求が受け入れられ、9月30日となった²²。

「真実と和解の日」制定案は、「行動要求」を受けて、政府からも議員からも出されたが、審議はたびたび頓挫した。2019年3月には連邦下院を通過したが、上院が休会し、審議を先送りしたため、廃案となった。だが、2021年5月、寄宿学校元生徒の遺骨の大量発見というニュース²³が報じられると、同案は迅速な審議の対象とされ、6月に連邦上院が全会一致で採択した。その後、総督による裁可をへて、「真実と和解の日」が制定された²⁴。なお、「真実と和解の日」が、カナダ連邦議会で制定された公式の「ホリデー」、つまり、連邦の法定休日であるのに対し、「オレンジ・シャツ・デー」は、先住民による草の根運動から広がった非公式の「ホリデー」である。もっとも、カナダ政府も、9月30日にオレンジ色を身に着けることを呼びかけており、官民一体で「真実と和解」を推進しようとする姿勢を示している²⁵。

以上みてきたように、TRCの提言が直ちに受け入れられたわけではなかった。草の根運動を含む、先住民の改善要求運動、それに寄宿学校元生徒の遺骨発見という痛ましいニュースが合わさって先住民問題への関心が高まり、それが政治家を大きく動かしたと言えるのである。

では、黒人やアジア系の場合はどうだったのだろうか。ほぼ同時期の動きを見ておこう。黒人に関しては、2014年11月に「ブラック・ライヴズ・マター・カナダ(Black Lives Matter Canada)」がトロントに創設されるなど、黒人差別の解消を訴える運動が展開していた²⁶。2020年5月25日にアメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスで起きたジョージ・フロイド(George Floyd)殺害事件は、カナダでも深刻に受け止められ、抗議デモが起きた。このようにアメリカ合衆国の動きと連動している側面がみられる。実際、本稿で取りあげるCRBC教材でも、同事件をはじめ、「アメリカ合衆国、およびカナダを含む世界じゅうで頻発する、黒人や先住民に対する警官による暴力がブラック・ライヴズ・マターという社会運動を

れに向きあうことを意味しており、「真相究明」とでも訳せよう。

²⁰ Truth and Reconciliation Commission, *The Final Report of the Truth and Reconciliation Commission of Canada*, 6 vols., Montreal & Kingston, 2015. 英語、フランス語版がある。

²¹ カナダの祝祭日については、細川道久「カナディアン・ホリデー——全国一律とは限らない多彩な祝祭日」飯野正子・竹中豊総監修『現代カナダを知るための60章【第2版】』明石書店、2021年、を参照。

²² CBC News “Another step forward: Date of proposed holiday for reconciliation still needs to be set”, <https://www.cbc.ca/news/indigenous/residential-schools-holiday-1.4786101> (August 20, 2023).

²³ 2021年5月28日、BC州カムループス(Kamloops)の旧先住民寄宿学校付近で元生徒の遺骨215基が発見、6月23日には、サスカチュワン州カウエゼス(Cowessess)の旧マリーヴァル(Marieval)寄宿学校用地でも751基が発見された。細川道久「カナダ先住民をめぐる歴史認識——先住民寄宿学校問題を手がかりに」『人文学科論集』(鹿児島大学法文学部)第89号、2022年2月、47頁。

²⁴ CTV News “Indigenous stat holiday bill destined to die in Senate”, <https://www.ctvnews.ca/politics/indigenous-stat-holiday-bill-destined-to-die-in-senate-1.4476943>; CBC News, “Royal assent given to bill creating national day for truth and reconciliation”, <https://www.cbc.ca/news/canada/manitoba/national-day-truth-reconciliation-canada-passes-senate-1.6054847> (August 20, 2023).

²⁵ Government of Canada, “National Day for Truth and Reconciliation”, <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/campaigns/national-day-truth-reconciliation.html> (August 20, 2023).

²⁶ ブラック・ライヴズ・マター・カナダについては、次を参照。 <https://www.blacklivesmatter.ca/> (August 20, 2023).

刺激している」と述べている。さらに「ブラック・ライヴズ・マター運動は、加米における白人優越の植民地的な歴史、今日の構造的黒人差別の根強さ、北米大陸じゅうの先住民の闘争の複雑な結びつきを象徴するもの」²⁷とも記している。黒人問題が先住民問題と連動しているとの指摘に留意しておきたい。

同じ頃、アジア系に対する差別も強まった。新型コロナウイルス(Covid-19)の感染拡大のなか、アジア系がヘイト事件(hate incident) (人種的偏見による嫌がらせ) に遭うケースが頻発した²⁸。CRBC教材では、「プロジェクト1907(Project 1907)」というアジア系女性グループの調査結果を掲載している。そこには、公共の場で差別に遭った7割以上が女性であること、ヘイト事件の8割が言葉によるものであること、被害者の85%が東アジア系であるのに対し、東南アジア系5%、先住民3%、南アジア系1%、中央アジア系1%であり、東アジア系が一番のターゲットになっていることなどが記されている²⁹。

このように、寄宿学校をめぐるTRCの活動や遺骨発見報道、ブラック・ライヴズ・マター運動、コロナ禍でのヘイト事件にみられるように、非白人に向けられた人種主義は、今なお払拭されないでいる。これに対して、それに向きあい、改革・是正を図る動きもみられる。先に述べたように、BC州教育省が、構造的人種差別や入植者植民地主義の根絶に向けて動き出したのは、その一例であるが、次節では、日系人によるBC州に対するリドレス(謝罪・補償)運動について見ておこう。

2 日系人の対BC州リドレス運動——歴史研究者の支援

2022年5月21日、BC州首相ジョン・ホーガン(John Horgan)は、第2次世界大戦時に収容所に送られた日系人生存者の福利厚生や、日系人収容に関する歴史遺産の修復保存や記憶の継承などに、1億ドルを拠出することを発表した³⁰。日系人がグリーンウッド(Greenwood)、カスロ(Kaslo)、ニューデンバー(New Denver)、スローカン(Slocan)、サンドン(Sandon)の収容所に初めて送られたのは1942年5月21日であり、それから80年の節目の日にBC州がリドレスに応じたのである。

これまで日系人のリドレス運動といえば、連邦政府に対する要求が知られている。1988年9月22日、ブライアン・マルルーニ(Brian Mulroney)首相が、生存者約1万人に対して1人当たり2万1000ドルの個人補償をはじめ、日系コミュニティ支援、人種差別撤回のための人種関係基金、市民権回復などに応じたのである³¹。これに対して、BC州に対するリドレス運動は注目されてはこなかった。それは、同運動が連邦政府によるリドレス合意から20年以上も後に始まった、まさに今日の出来事であるからだが、ここで留意すべきは、日系人の処遇問題に関して連邦の責任がクローズアップされる一方で、BC州の関与が曖昧にされてきた点である。

対BC州リドレス運動の起点となったのは、2012年の同州議会による謝罪であった³²。州議会議員で日系三世のナオミ・ヤマモト(Naomi Yamamoto)³³が提案した、第2次世界大戦期の日系人の処遇に対する謝罪動議を採択したのである。その後、2018年4月に全カナダ日系人協会(National Association of Japanese

²⁷ CRBC, p. 7.

²⁸ 細川「カナダ先住民をめぐる歴史認識」、48-49頁。

²⁹ CRBC, p. 8.

³⁰ BC Government News, “Japanese Canadian legacies honoured as part of redressing historical wrongs”, <https://news.gov.bc.ca/releases/2022PREM0031-000800> (August 20, 2023).

³¹ リドレス運動については、次の論稿を参照。Roy Miki, *Redress: Inside the Japanese Canadian Call for Justice*, Vancouver, 2004. 飯野正子『日系カナダ人の歴史』東京大学出版会、1997年、第6章、和泉真澄『日系カナダ人の移動と運動——知られざる日本人の越境生活史』小鳥遊書房2020年、第8章。筆者も、2次文献に依拠して以下の論稿を著した。細川道久「カナダ日系人の歴史」山崎敬一・やまだようこ・山崎晶子・池田佳子・小林亜子編『日本人と日系人の物語——会話分析・ナラティブ・語られた歴史』世織書房、2016年、47-50頁。

³² 経緯については、次のURLに依拠した。BC Redress, “Timeline”, <https://bcredress.ca/bc-redress-timeline/> (August 20, 2023). なお、リドレス勧告書のBC州政府への提出を「11月15日」と記しているが、「11月14日」である。

³³ 2009年にBC州議会議員に当選。これは日系人初であった。

Canadians) (NAJ C) BC支部長が、州政府に対してリドレスに向けた協議を要請した。翌年3月、州政府はこれに応じ、NAJ Cとの協議に入ることを約束した。同年11月14日、NAJ Cは、644人の日系人への意見聴取に基づくリドレス勧告書³⁴を州政府に提出した。

リドレス勧告書は、5項目の要求を掲げていた。第1に「BC州の公立学校での教育の充実」であり、日系カナダ人の歴史を教授できるよう、教員研修、教材開発、デジタルライブラリーの整備などを要求した。第2に「人種主義・差別と闘うための具体的措置」として、州政府の人種差別撤廃の施策を評価する独立機関の設置や、同機関によるサービス、プログラムの充実を求めた。第3に、日系人博物館(Nikkei National Museum)などの博物館、史跡・記念碑の維持・整備・充実など、「記憶継承による人々の意識の向上」を要求した。第4に、日系カナダ人コミュニティの充実、高齢者ケア、健康福祉の充実、奨学金、反ヘイト事業の整備・充実などに資する「日系カナダ人コミュニティ遺産基金(legacy fund)」の設立を求めた。そして最後に、「州政府による責任の認識と公式の謝罪」を掲げ、具体的には、日系カナダ人に対する不当な扱いや心身の苦痛に対する謝罪を、州首相が州議会の場で行なうことを要求した。

第5項目にあるように、日系人への不当な処遇をBC州政府が行なってきたことを認めるよう求めたのである。最終的には、上述のように、2022年5月21日に州政府がリドレスに応じたのだが、ここで注目したいのは、日系人のリドレス運動に対する歴史研究者らの支援協力である。

リドレス勧告書は、歴史研究者らによる調査に裏づけられて執筆されている。その中心的役割を担った1人がジョン・プライス(John Price)である。彼は、2020年4月、NAJ Cと共同で『BC州政府と日系カナダ人の排斥³⁵、1941-1949年(*The BC Government and the Dispossession of Japanese Canadians (1941-1949)*)』を刊行したが、これもリドレス要求の根拠資料となった³⁶。

同ブックレットの「第1章 なぜ再びリドレスなのか?」において、NAJ CがBC州に対するリドレスを求める理由・経緯を説明している。

「1988年、連邦政府はリドレスに応じたが、残念なことに、BC州政府の役割〔日系人に対して不当な処遇を行なったこと——引用者〕については、2012年に政府が謝罪をしたとはいえ、いぜんとして覆い隠されたままである。

2012年のBC州の決議では、起きた出来事に対する謝罪はなされたが、日系社会の解体における州自身の役割について認めることも、謝罪措置を講ずることもなかった。さらに遺憾なのは、州政府がNAJ Cに事前に打診しなかったことである。」³⁷

このように、日系人に対して不当な扱いをしてきたBC州の責任を迫したのである。そして、連邦政府に対するリドレス運動で中心的役割を果たしたアート・ミキ(Art Miki)とマリカ・オマツ(Maryka Omatsu)がNAJ Cを代表する対BC州リドレス実行委員会の共同委員長になった旨、記している³⁸。ついで、同

³⁴ National Association of Japanese Canadians, *Recommendations for Redressing Historical Wrongs against Japanese Canadians in BC: Community Consultations Report*, October 2019. 日系人のリドレスが主眼であるとはいえ、勧告書冒頭で、先住民の闘争(本稿1. Iで言及)に対して敬意を払っている点にも留意されたい。Ibid., ii.

³⁵ 「排斥」と訳したが、原語はdispossession(明け渡しや強奪の意味)であり、収容所等に送られ戦後も元の居住地に戻れなかった日系人が、財産等を没収されたことを意味している。

³⁶ John Price, *The BC Government and the Dispossession of Japanese Canadians (1941-1949)*, Canadian Centre for Policy Alternatives, BC Office, Vancouver, 2020. 同ブックレットは、2019年11月~12月に連載された新聞記事を基に編まれた。

³⁷ Ibid., p. 7.

³⁸ Ibid. ウクライナ系やドイツ系に対する差別と、日系人に対する差別はレベルが異なるというオマツの発言を引用している。「私たちの社会は解体させられ、この体験で心的外傷を負ったのです。言葉も文化もどんどん失われ、異人種婚(inter-marriage)は90%に達している。心的外傷は甚大で、世代をまたがる影響を与えていることは明らかな事実なのです。」Ibid., p. 8. 彼女は、アジア系初の裁判官としてオンタリオ州裁判所判事となった。邦訳書に、マリカ・オマツ

ブックレットは、BC州政府が行なった日系人に対する不当な処遇の歴史的事実——真珠湾攻撃時には太平洋岸の日系人の存在をさほど脅威とは捉えてはいなかった連邦政府に働きかけ、その「11週間」後には過激な方策に転換させるに至らしめたことや、戦後もなお、選挙権や「帰還」を認めようとしなかったことなど——を具体的かつ詳細に論じていた³⁹。なお、対BC州リドレス運動では、当時進行中であった大型プロジェクト「不正義のランドスケープ(Landscapes of Injustice)」も支援協力をしているが⁴⁰、このプロジェクトについては後述する。

改めて言うまでもなく、リドレスを要求するうえで、根拠としての歴史的事実の検証は必要不可欠であった。BC州政府が講じた政策、それによって日系人社会が被った影響を多面的に示すには、公文書はもとより、オーラル・ヒストリーを含む、日系人の様々な記録の分析が必要であり、その重責を担ったのが歴史研究者であった⁴¹。

歴史研究者は、リドレス運動が展開する以前から多角的に研究を進めてきた。これは先住民の歴史に関しても同様であり、TRCが設置される以前から研究成果が蓄積されていた。近年、アジア系や先住民に関する歴史研究は活発であり、従来のカナダ史研究を転換させる大きな意義を有している。以下では、近年の動向を概観し、BC州、より正確には、BC州成立以前の時代を含むブリティッシュ・コロンビアの歴史が、カナダ史のみならず、歴史研究全般にとっても重要な素材であることを示しておこう。

II ブリティッシュ・コロンビア史研究の動向・意義

1 アジア太平洋の視点

従来、カナダ全般の歴史記述（いわゆる通史）においてブリティッシュ・コロンビアが占める割合は大きくなかった。植民地期から政治的にも経済的にも主導的役割を担ってきたオンタリオ、ケベック両州の歴史が中心であり、ブリティッシュ・コロンビアは、これら中核地域と関わりを持つようになって初めて歴史の表舞台に登場したかのごとく扱われてきた。具体的には、ブリティッシュ・コロンビアの連邦編入とその条件としてのカナダ太平洋鉄道(Canadian Pacific Railway)建設が、大西洋から太平洋に至る大陸国家カナダの誕生として描かれた。そして、そのなかで鉄道建設に従事した中国系移民にも言及がなされたが、彼らは、白人が築いた社会に「遅れて到来した異質な」存在として捉えられた。中国人への人頭税賦課や第2次世界大戦期の日系人強制移動など、アジア系の処遇については言及されるについても、カナダ史の主舞台はオンタリオ、ケベック両州であり、主役を演じるのは白人であった。

もとより、カナダ社会は地域的にも民族的にも多様であり、あらゆる地域や民族の歴史を網羅的に描くのは不可能に近いし、カナダ史に限らず、そもそも歴史記述において歴史的事実の取舍選択は不可避である。また、ブリティッシュ・コロンビアに関する出来事への言及が増えれば事足りるというわけでもない。ブリティッシュ・コロンビアの歴史がカナダ史において重要な位置を占めるには、単なる一地域の歴史を示すだけでは不十分であり、ブリティッシュ・コロンビア史が持つ意義を説かねばならない。換言すれば、ブリティッシュ・コロンビアの歴史に光を当てるのが、従来のカナダ史像を修正し、ひ

『ほろ苦い勝利——戦後日系カナダ人リドレス運動史』（田中裕介・田中デアドリ訳）現代書館、1994年、がある。

³⁹ 1871年のBC州成立以来の非白人排斥策を、本間留吉の訴訟にも言及しながら示したうえで、大戦勃発から戦後までの対日系人措置におけるBC州の関与を時系列で説明しており、それぞれの措置が日系人社会に及ぼした影響について個別事例を紹介している。Ibid., pp. 11-30.

⁴⁰ ブックレットでも、同プロジェクトに言及している。Ibid., p. 26.

⁴¹ 『ブリティッシュ・コロンビア研究』は、特集号『島々への入植（島々を揺るがす）——人種、先住民性、トランスパシフィック((Un)Settling the Islands: Race, Indigeneity, and the Transpacific)』を組み、その冒頭で、2019年11月に提出されたリドレス勧告書の抄録を掲載した。特集号の編集担当はプライスであったが、彼だけでなく、研究者とリドレス運動の緊密な関係を認めることができる。“THIS SPACE HERE: Recommendations for Redressing Historical Wrongs Against Japanese Canadians in BC (excerpt)”, *BC Studies*, no. 204, Winter 2019/20, pp. 7-10.

いては歴史研究全般に寄与しうる可能性を示す必要がある。

こうした状況のなか、近年、カナダ史研究を刷新する試みがみられる⁴²。顕著なのは、国家・国民の枠組にとらわれない越境的な視点を取り入れることで、研究の断片化や内向化を打破しようとする動きである⁴³。とりわけ、アジア太平洋の視点に立つ研究は、多言語・多元的史料の利用によって、隆盛をきわめている。その中心をなすのがブリティッシュ・コロンビアの歴史研究である。

『ブリティッシュ・コロンビア研究(BC Studies)』の2007/08年冬春号は、「太平洋カナダの視点に立つて(Refracting Pacific Canada)」⁴⁴と題する特集号を刊行した。同号巻頭で、編集にあたったヘンリー・ユー(Henry Yu)は、次のように述べている。

「カナダは、大西洋に向けた国家であるとともに、太平洋にも向いている。この言い方は、ブリティッシュ・コロンビアや『西部カナダ(Western Canada)』についてだけではなく、植民地の過去から生まれた国家であるカナダについても当てはまる。私が『太平洋カナダ(Pacific Canada)』という表現を用いるのは、海洋に向けた指向と歴史を示すためである。『太平洋カナダ』は、『西部カナダ』に代わる地理的名称ではない。『太平洋カナダ』は、我々の過去に対する1つの視角である。つまり、大西洋を横断する移民・移住のプリズムを通すだけではない、我々の歴史の見方を変える方法なのである。1867年には、多くの植民地がまとまり、1つの国家がつくられた⁴⁵。さらに、大西洋中心の国民史(national history)では、大西洋カナダ、特に、オンタリオ、ケベックとなった植民地が中心をなす植民地の歴史が重視される傾向があった。このような偏った見方では、特定の間人集団(genealogies)が他よりも重視されており、先住民は無視されると同時に、我々の太平洋の歴史までもが捨象されてしまう」⁴⁶。

このように、同論稿は、大西洋を渡って到来したヨーロッパ人がカナダ社会を作ってきたという白人中心のカナダ史像を改め、アジア太平洋視点に立つ歴史研究の重要性を説いている。つまり、「太平洋カナダ」の視点を取り入れることで、同地に居住してきた先住民と太平洋を渡って到来したアジアの人々の存在や、太平洋を介したアジアとのつながりなどが明らかとなり、大西洋を介したヨーロッパとの関係を描いてきた、従来の白人中心のカナダ史像に対して修正を迫ったのである。

ちなみに同論稿は、先に触れたように、カナダ太平洋鉄道建設に関わって中国系移民を登場させ、彼らを「遅れて到来」した存在として描いてきた従来のカナダ史記述を批判している。すなわち、中国系は、鉄道建設以前から北米太平洋沿岸に多数到来しており(ブリティッシュ・コロンビア植民地(Province of British Columbia)が建設されたのと同じ1858年に、サンフランシスコから到来した中国人2名が最初の定住者とされる)、その数はヨーロッパ人を凌いでいた。これは、ヨーロッパ人にとって大陸横断が困難だったのとくらべて、太平洋の海上交通の方がはるかに円滑だったことによる。また、1907年のバンクーバー暴動(Anti-Asian Riots of 1907)を起こした者の多くは新参者のヨーロッパ人(白人)であった。そして、白人の長年の支配とその永続性を正当化しようとした「白いカナダよ永遠に(White Canada Forever)」という文句は、事実を歪曲した無謀な主張であったと指摘する⁴⁷。

⁴² 次の論稿を参照。細川道久「グローバル時代のカナダ史研究——カナダにおける動向を中心に」『カナダ研究年報』第37号、2017年9月、21-23頁。

⁴³ 例えば、以下を参照。Michael Dawson & Christopher Dummit (eds.), *Contesting Clio's Craft*, London, 2009; Karen Dubinsky, Adele Perry & Henry Yu (eds.), *Within and Without the Nation*, Toronto, 2015.

⁴⁴ 筆者の意識である。refractは「屈折させる」「屈折によって、見方を変える」の意味であり、タイトルは、「太平洋カナダのレンズを通す(プリズムで屈折させる)」、「カナダ史の見方を変える太平洋カナダ」を含意している。

⁴⁵ 1867年の連邦結成(Confederation)(カナダ自治領成立)を指す。

⁴⁶ Henry Yu, "Refracting Pacific Canada: Seeing Our Uncommon Past", *BC Studies*, no. 156, Winter-Spring 2007/2008, pp. 5-6.

⁴⁷ *Ibid.*, pp. 5, 8-9。「白いカナダよ永遠に」の日本語訳は、以下の文献に掲載。細川道久『カナダの歴史がわかる25話』

同特集号の寄稿者には、BC州リドレス運動との関わりで言及したプライスのほか、先住民、中国系、白人の人種間関係を論じたレニサ・マワニ(Renisa Mawani)や日系人を扱ったアンドレア・ガイガー(Andrea Geiger)が名を連ねており、兩人とも特集号が出た後にモノグラフを刊行している⁴⁸。

ここでは、プライスの著作⁴⁹に言及しておこう。同書は、人頭税賦課やバンクーバー暴動から、日系人強制移動、さらには朝鮮戦争やベトナム戦争に至るまでの、カナダのアジア太平洋世界における外交政策を人種主義の観点から考察した。そして、「植民地から国家へ」ないしは「WASP社会(白人中心の社会)から多文化社会へ」という従来のカナダ史像や、「孤立主義から国際主義へ」という20世紀カナダ外交の構図に疑問を呈した。

同書の原題は *Orienting Canada* であるが、これには、「カナダを東方に向ける」、つまり、「大西洋からアジア太平洋に視点をシフトさせる」意図がこめられていると同時に、「オリエンタリズム的なカナダ」を含意していることにも留意されたい。アジア太平洋の視点や人種主義をテーマにした研究は、カナダの歴史を広域世界に開き、従来のカナダ史像を修正する可能性を秘めているのであり、ブリティッシュ・コロンビアの歴史を研究する意義はきわめて大きい。なお、日系人の強制移動などに関する分析では、BC州と連邦政府が人種主義的な政策遂行において共犯関係にあったことを示しており、これは既述のブックレット『BC州政府と日系カナダ人の排斥、1941—1949年』のベースになっている。

アジア太平洋世界の外延部にあたる北米西海岸からオーストラレーシアまでの地域は、アジア系と白人が対峙する場であり、「グローバルなカラーライン(人種差別境界線)」⁵⁰が引かれていた。それは白人からみれば《優—劣》ないしは《文明—野蛮》の境界であり、アジア世界はこれに反発しアジア・ナショナリズムが進展することになる⁵¹。ブリティッシュ・コロンビアの歴史は、こうした広域世界の歴史に位置づけられるのであり、重要な素材を提供しているのである。

2 大型プロジェクト「不正義のランドスケープ」

日系カナダ人の歴史に関しては、財産没収等の実態を総合的・多角的に調査研究する大型プロジェクト「不正義のランドスケープ(Landscapes of Injustice)」が実施された⁵²。

2014年から7年におよぶ同プロジェクトは、第1段階(phase 1)の「調査研究(Research)」と第2段階(phase 2)の「連携(Connection)」からなる。第1段階は、「土地権利・政府記録(Land Title and Government Records)」「オーラル・ヒストリー(Oral History)」「住民記録・名簿(Community Records and Directories)」「法制史(Legal History)」「歴史GIS(Historical GIS(Geographic Information System))」「州史料(Provincial Records)」の6つの班(clusters)で構成されている。公的資料の収集・調査だけでなく、例えば、「オーラル・ヒストリー」での日系人の証言を収集・整理は、当事者視点の「下からの」歴史の再構成の試みであり、「歴史GIS」

明石書店、2007年、70-71頁(秋田茂・細川道久『駒形丸事件——インド太平洋世界とイギリス帝国』ちくま新書、2021年、80-81頁、に再録)。

⁴⁸ Renisa Mawani, *Colonial Proximities: Crossracial Encounters and Juridical Truths in British Columbia, 1871-1921*, Vancouver, 2009; Andrea Geiger, *Subverting Exclusion Transpacific Encounters with Race, Caste, and Borders, 1885-1928*, New Haven, 2011. なお、マワニの著書の基となったのは、次の学位論文であり、筆者は公開直後に読んでいた。The 'Savage Indian' and the 'Foreign Plague': Mapping Racial Categories and Legal Geographies of Race in British Columbia, 1871-1925, Ph. D thesis, Centre for Criminology, University of Toronto, 2001.

⁴⁹ John Price, *Orienting Canada: Race, Empire, and the Transpacific*, Vancouver, 2011.

⁵⁰ Marilyn Lake & Henry Reynolds, *Drawing the Global Colour Line: White Men's Countries and the International Challenge of Racial Equality*, Cambridge, 2008. 次も参照。James Belich, "Race", in David Armitage & Alison Bashford (eds.), *Pacific Histories: Ocean, Land, People*, New York, 2014, chap. 12.

⁵¹ 秋田・細川『駒形丸事件』、15、72頁。

⁵² Landscapes of Injustice は、「不正義の風景」「不正義の景観」と訳されるが、不正・不公平・不法な状況・諸相・特質を含意しており、「不正義のランドスケープ」と訳出した。以下の記述は、次を参照した。

<https://www.landscapesofinjustice.com/what-we-do/#land-project-structure> (August 20, 2023). 日本語訳は筆者による。

におけるインタラクティブな地図製作は、研究成果を広く市民に還元する基礎作業である。さらに「法制史」では、カナダ以外のコモンウェルスやアメリカ合衆国との比較の視点も含まれている。

2018年から始まる第2段階「連携」では、「知の総結集(Knowledge Mobilization)」の5つの班——「博物館展示(Museum Exhibit)」「デジタル調査資料データベース(Digital Research Database)」「教師用教材(Teacher Resources)」「語りのデジタル・ウェブサイト(Digital Storytelling Website)」「メディアと社会還元(Media and Outreach)」——で構成されている。第1段階での成果をふまえて、日系博物館(Nikkei National Museum)、日系文化センター(Japanese Canadian Cultural Centre) (トロント)のほか、BC州博物館(Royal BC Museum)、カナダ移民博物館(Canadian Museum of Immigration)といった博物館と連携するなど、研究成果を多くの市民と共有できる様々な企画が遂行されている⁵³。

大学・博物館等の関連諸機関との連携で多数の研究者が参画したこのプロジェクトは、日系カナダ史研究の深化を示すだけでなく、研究成果を市民に広く還元することで歴史認識の分野にも関与しており、パブリック・ヒストリーの観点からも意義が大きい⁵⁴。

3 入植者植民地主義 (セトラー・コロニアリズム)

先住民の歴史もきわめて重要なテーマである。特に近年は、入植者植民地主義研究が活況を呈しており、白人の入植によって先住民が土地を奪われ排除されてきた歴史が、世界の様々な地域について考察されている⁵⁵。入植者植民地主義は、歴史的事実をあぶり出すための分析視角・概念にとどまらない。本稿「はじめに」で取りあげたBC州教育省発行のブックレットにおいても、「構造的な人種差別と入植者植民地主義が、数世代にわたって我が州を形作ってきた」と記されるように、入植者植民地主義は今日の課題としても認識されている⁵⁶。先住民寄宿学校問題もしかりである。様々な地域で生まれた白人と先住民の不平等な関係が、地理・文化・時間を越えて構造化されてきたのであり⁵⁷、白人による「侵略は構造

⁵³ プロジェクト進行中に刊行された次の書には、成果の一端が収められている。Jordan Stanger-Ross and Pamela Sugiman (eds.), *Witness to Loss: Race, Culpability, and Memory in the Dispossession of Japanese Canadians*, Montreal & Kingston, 2017; Jordan Stanger-Ross (ed.), *Landscapes of Injustice: A New Perspective on the Internment and Dispossession of Japanese Canadians*, Montreal & Kingston, 2020.

⁵⁴ カナダにおけるパブリック・ヒストリーのあり方について、実態調査なども含めて紹介した次の研究は先駆的である。Margaret Conrad et. al. *Canadians and Their Pasts*, Toronto, 2013; Margaret Conrad, Jocelyn Létourneau & David Northrup, “Canadians and Their Pasts: An Exploration in Historical Consciousness”, *The Public Historian*, vol. 31, no. 1, 2009. 筆者も、博物館展示をめぐるパブリック・ヒストリーについて考究したことがある。細川道久「カナダにおける公的記憶と歴史家——新カナダ戦争博物館展示をめぐる論争を手がかりに」『地域政策科学研究』第6号、2009年2月。また、カナダにおける「歴史戦争(History Wars)」やカリキュラムに関して、オーストラリアの事例との若干の比較を試みたこともある。Michihisa Hosokawa, “Forum: History, Nationalism and Globalization: the History Wars, National Curriculums and History in Society: The Commentaries”, *Journal of History for the Public* (『パブリック・ヒストリー』), vol. 11, 2014, pp. 117-119.

⁵⁵ Lorenzo Veracini, “‘Settler Colonialism’: Career of a Concept”, *Journal of Imperial and Commonwealth History*, vol. 41, no. 2, 2013; Edward Cavanagh and Lorenzo Veracini (eds.), *The Routledge handbook of the history of settler colonialism*, Abingdon, 2020; Patrick Wolf, *Settler Colonialism and the Transformation of Anthropology: The Politics of an Ethnographic Event*, London & New York, 1999; do. “Settler Colonialism and the elimination of the native”, *Journal of Genocide Research*, vol. 8, no. 4, 2006. カナダに関しては、例えば、以下の研究がある。Adam J. Barker, *Making and Breaking Settler Spaces: Five Centuries of Colonization in North America*, Vancouver, 2012; Emma Battell Lowman & Adam J. Barker, *Settler: Identity and Colonialism in the 21st Century Canada*, Halifax & Winnipeg, 2015; Laura Ishiguro, *Nothing to Write Home About: British Family Correspondence and the Settler Colonial Everyday in British Columbia*, Vancouver, 2019. また、北海道開拓におけるアイヌの処遇や日本の帝国拡大についても、入植者植民地主義の観点から研究が行なわれている。平野克弥「主権と無主地——北海道セトラー・コロニアリズム」『思想』1184号、2022年12月、東栄一郎『帝国のフロンティアをもとめて——日本人の環太平洋移動と入植者植民地主義』(飯島真里子・今野裕子・佐原彩子・佃陽子訳)、名古屋大学出版会、2022年、など。

⁵⁶ 「批判的先住民研究(Critical Indigenous Studies)」という研究分野も立ち上がっている。Brendan Hokowhitu, Ngāti Pukenga, Aileen Moreton-Robinson, Linda Tuhiwai-Smith, Chris Andersen & Steve Larkin (eds.), *Routledge Handbook of Critical Indigenous Studies*, London, 2021. また、ブリティッシュ・コロンビア大学には学際研究教育組織として Institute for Critical Indigenous Studies がある。 <https://fnis.arts.ubc.ca/community/institute-for-critical-indigenous-studies/> (August 20, 2023).

⁵⁷ Cavanagh & Veracini (eds.), *op. cit.*, p. 4.

であって、事件ではない」⁵⁸のである。

入植／定住(settlement)を、植民地主義／植民地支配／植民地化(colonialism)、さらには侵略(invasion)と結びつける入植者植民地主義が、カナダやアメリカ合衆国に導入されるのは遅かったとされる⁵⁹。何ゆえにカナダではそうだったのか。その理由を従来のカナダ史像に照らして考えてみたい⁶⁰。

先述したように、カナダの歴史は「植民地から国家へ」の発展史として描かれてきた。19世紀に入って以降、カナダはイギリスの植民地から徐々に自立し、今日の主権国家となった。その過程、とりわけ、連邦結成以降の「脱ドミニオン化(de-Dominionisation)」⁶¹は、アジア・アフリカ地域のイギリス植民地とは同じではないにせよ、脱植民地化であることに変わりない。つまり、カナダもまた、イギリスによる植民地支配から脱してきたと解されるのであり、そうした見方からは、カナダが植民地支配に関わってきたという認識は生まれにくい。植民地化の担い手はあくまでも宗主国イギリスであり、脱植民地化の側にあるカナダは植民地主義とは無縁とされてきたのである。しかし、実際には、カナダはイギリス帝国から自立をとげる一方で、社会の統合を推し進めており、その過程で先住民は排除されてきたのである。カナダは植民地主義とはけっして無縁ではなく、入植者植民地主義の担い手であった。

これに関して付言すれば、カナダは、入植者植民地主義という対内的な植民地主義だけでなく、対外的な植民地主義、つまり、それを推進した帝国主義とも無縁ではなかった。南アフリカ戦争にせよ、第1次世界大戦にせよ、帝国主義戦争に参加することで、カナダはイギリス帝国内での発言力を増し自立度を高めていった。カナダの植民地／自治領ナショナリズムと帝国主義は対立するものではなかったのである⁶²。しかるに、「植民地から国家へ」の発展史的解釈においては、イギリス帝国政策への貢献がカナダの自立を促した点が強調されるあまり、それが帝国主義へのカナダの加担を意味していたことへの認識は希薄である⁶³。

以上述べたように、入植者植民地主義の観点に立てば、先住民の処遇の実態を解明するだけでなく、カナダと植民地主義との関わりを——さらには入植者植民地主義を超えて、カナダと帝国主義との関わりを——問い直すことになる。入植者植民地主義は、従来のカナダ史像を大きく修正する重要な見方であることに間違いない。

かかる入植者植民地主義研究において、ブリティッシュ・コロンビアは豊富な素材の提供源である。それらのいくつかは、CRBC教材でも言及がなされている。例えば、「ブリティッシュ・コロンビア」という名称が示唆するように、イギリスの帝国によって築かれた同地では⁶⁴、少数の白人によって先住民は排除されていった。ハドソン湾会社(Hudson Bay Company)の重鎮で、バンクーバー島植民地(Province of

⁵⁸ Wolf, *Settler Colonialism and the Transformation of Anthropology*, p. 2; do. “Settler Colonialism and the elimination of the native”, p. 388. これに対して、先住民支配のあり方は時代によって異なっており、入植者植民地主義をやみくもに適用するのではなく歴史化(historicise)すべきとする主張もある。Allan Greer, “Settler Colonialism and Beyond”, *Journal of the Canadian Historical Association*, New Series, vol. 30, no. 1, 2019. 本稿では入植者植民地主義の議論自体には立ち入らない。

⁵⁹ Veracini, *op. cit.*, p. 328, n. 52.

⁶⁰ *Ibid.* 同註でロレンツォ・ヴェラチーニ(Lorenzo Veracini)は米加の事情について簡単に触れているが、以下の記述は、筆者自身の見解である。

⁶¹ 細川道久『カナダの自立と北大西洋世界——英米関係と北大西洋世界』刀水書房、2014年、終章、を参照。

⁶² Carl Berger, *The Sense of Power: Studies in the Ideas of Canadian Imperialism, 1867-1914*, Toronto, 1970; 細川道久『カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国』刀水書房、2007年、第4章。

⁶³ この点については、次の書で指摘している。細川道久『カナダの歴史がわかる25話』、150、156頁。今日、カナダ人保守層の間では、第1次世界大戦をカナダの自立のための戦争として、戦争を美化する傾向がある。これを批判する側は、戦中・戦後の社会の実態分析から事実誤認だとして異を唱える。だが、後者の側も、帝国主義戦争への加担については、深く切りこんでいない印象が拭えない。Ian McKay & Jamie Swift, *Warrior Nation: Rebranding Canada in an Age of Anxiety*, Toronto, 2012; イアン・マッケイ／ジェーミー・スウィフト「ヴィミー・リッジ」マイケル・ドーソン／キャサリン・ギドニー／ドナルド・ライト編著(細川道久訳)『シンボルから読み解くカナダ——メープル・シロップから赤毛のアンまで』明石書店、2022年。

⁶⁴ CRBC, p. 5.

Vancouver Island)、ならびにブリティッシュ・コロンビア植民地の総督を務めたジェームズ・ダグラス (James Douglas)が、1850年から1854年にかけてバンクーバー島の先住民と結んだ条約 (ダグラス諸条約 (Douglas Treaties)) では、先住民に入植者の土地所有を認めさせることで、先住民と入植者の対立を回避することが意図されていた。土地所有権の譲渡という考えがなかった先住民に対して、白人の意向が押しつけられた条約であったが、こうした条約自体がカバーしたのは、植民地のごくわずかの土地であった⁶⁵。また、連邦編入交渉で連邦政府とブリティッシュ・コロンビア植民地政府の間で合意した「合同条項(Terms of Union)」第13条には、先住民とその土地を連邦政府の管轄としたにも関わらず、植民地期と同様に、ブリティッシュ・コロンビアの政府が取り仕切った。特に、土地監督官(Land Commissioner)で初代州総督となるジョゼフ・トラッチ(Joseph Trutch)は強権をふるい、先住民の土地権利を認めず、交渉にも応じようとはしなかった⁶⁶。

このようにブリティッシュ・コロンビアでの先住民排斥の事例は枚挙にいとまがない。今日、同地において先住民の土地が占める割合はわずか0.36%であり、残りの99.64%は入植者が領有している⁶⁷。過去についても、現在についても、ブリティッシュ・コロンビアを入植者植民地主義の観点から考察する意義はきわめて大きい。すなわち、多数の先住民が居住してきた社会であり、かつ、急激な社会経済的発展をとげてきたブリティッシュ・コロンビアの歴史は、カナダにおける植民地主義的なプロジェクト (colonial project)の縮図として、非常に重要な研究対象である⁶⁸。

III 歴史教材『人種差別の「ブリティッシュ・コロンビア」に抗って』

1 研究成果の還元と歴史認識の共有——歴史研究(者)の役割

前章では、カナダ史研究の近年の動向について3点取りあげた。アジア太平洋の視点にせよ、「不正義のランドスケープ」プロジェクトが推進するパブリック・ヒストリーなどにせよ、入植者植民地主義にせよ、そのいずれもが、従来のカナダ史像に修正を迫るものである。それは歴史研究全般の潮流とも重なりあっており、ブリティッシュ・コロンビアの歴史は意義のある考察対象である。

こうしたブリティッシュ・コロンビアの歴史は、研究者によって光が当てられることで精緻となるとともに総合化され、全体像が磨き上げられる。だが、その成果を共有するのは、当然ながら、歴史学界に限られるべきではない。広く社会に還元されることで、市民の歴史認識を改める一助となるべきであろう。前述のリドレス運動において、その根拠としての歴史的事実の重要性について指摘したように、歴史研究者の社会的役割は大きい。

この点に関して、先住民寄宿学校問題についても指摘しておこう。入植者植民地主義の実態を解明する歴史研究が進展する一方で、歴史的事実に向きあうカナダ人はさほど多くないことが問題視されているのである。

T R Cの座長を務めたマレー・シンクレア(Murray Sinclair)⁶⁹は、カナダ社会が、「真実」を置き去りにして「和解」に走っていることに対して懸念を表明した。「この〔先住民寄宿学校の〕歴史は過去にとどまるものではない。それはもっと重要性を増すのだ(This history is not going to stay in the past. It is going to get

⁶⁵ CRBC, p. 14.

⁶⁶ CRBC, p. 15. 次の書は、レスペクタブルな白人社会を築こうとした白人女性の白人男性や先住民との関係を考察しており、これまで政治史が中心であったブリティッシュ・コロンビアの連邦編入の歴史に一石を投じた。Adele Perry, *On the Edge of Empire: Gender, Race, and the Making of British Columbia, 1849-1871*, Toronto, 2001.

⁶⁷ Sean Carleton, *Lessons in Legitimacy: Colonialism, Capitalism, and the Rise of State Schooling in British Columbia*, Vancouver, 2022, p. 9.

⁶⁸ *Ibid.* p. 4.

⁶⁹ マニトバ州(Province of Manitoba)で先住民初の判事となった。連邦上院議員を務めたが、現在はクイーンズ大学(Queen's University)総長である。

critical.)⁷⁰と。彼は、「真実」⁷¹、つまり、歴史的事実に向きあわずして、「和解」でもって決着をはかろうとしている点を憂慮した。「真実」抜き「和解」はありえず、歴史的事実に向きあうことが大前提だと主張したのである⁷²。

シンクレアの主張が示唆するように、先住民寄宿学校問題の抜本的な解決において、歴史研究者が果たす役割はきわめて大きい。これは他の問題にも当てはまる。そこで、以下では、歴史研究者を中心に生徒・学生・市民に向けて編まれたCRBC教材を紹介しよう。それは、研究成果を社会に還元することで、市民と新しい歴史認識の共有を図ろうとした貴重な事例である。

2 教材の内容

CRBC教材を執筆したのは、先述したジョン・プライスを含む、7人である⁷³。このうち、先住民史を専門とするのが2人、黒人史が1人、中国系史が1人、南アジア系史が1人、日系史が2人である。若手・中堅・ベテランの研究者だが、ただ1人、日系人リドレス運動を主導したマリカ・オマツが携わっている。正確に言えば、同教材は、歴史研究者と市民運動家・元判事による共同執筆である。

目次は以下の通りである。(各章の構成については、【資料1】に記載。)

特異な州／植民地

イントロダクション 「ブリティッシュ・コロンビア」？——反人種差別を求める騒擾

第1章 「ブリティッシュ・コロンビア」？——ジェノサイドに立ち向かう先住民

第2章 「ブリティッシュ・コロンビア」？——1858年：黒人・中国人社会の始まり

第3章 「ブリティッシュ・コロンビア」？——奴隷制時代からの市民権法制

第4章 「ブリティッシュ・コロンビア」？——レジリエントな社会：南アジア系とその他の人々

第5章 「ブリティッシュ・コロンビア」？——日系カナダ人に対する民族浄化の企て

第6章 「ブリティッシュ・コロンビア」？——変化と挑戦：構造的な人種差別に対して

用語解説

「イントロダクション」を含むすべての章のタイトルは、疑問符付きの「ブリティッシュ・コロンビア」になっている。植民地帝国イギリスと探検家コロンブスに由来する名称に注目させることで、ヨーロッパ人の到来から今日まで、同地に人種主義がいかに根をおろしてきたか、その過去を問うというコンセプトが貫かれている⁷⁴。各章の概要について、特徴的な点に注目しながら見ておこう。

まず、「特異な州／植民地」では、非白人がおかれた現状とブリティッシュ・コロンビアの歴史が簡潔に触れられる。前者の内容は「イントロダクション」で詳述されているので、ここでは後者について述べておく。太平洋沿岸のイギリスの植民地として始まったブリティッシュ・コロンビアでは、白人は少数派でしかなかった。だが、1871年の連邦編入の交渉で州政治を託された彼らは、白人優越主義の政策を断行し、その結果、①ジェノサイド(genocide)にあたる先住民排斥、②日常的人種差別(everyday racism)による黒人社会の解体、③アメリカ合衆国の奴隷制時代に似た、先住民・アジア系の選挙権剥奪、④反

⁷⁰ *Ibid.* p. 4. 2019年10月、アルバータ州(Province of Alberta)にあるプロテスタント系カレッジであるキングズ・ユニヴァーシティ(King's University)にて行なった演説。
<https://grandinmedia.ca/reconciliation-barely-getting-started-says-former-head-of-truth-and-reconciliation-commission/> (August 20, 2023).

⁷¹ 註19を参照。

⁷² Carleton, *Lessons in Legitimacy*, p. 4.

⁷³ 執筆者・発行者等は、註16に記載。

⁷⁴ CRBC, p. 5. 次の論稿も参照。Ry Moran, "De-naming British Columbia", *Canada's History*, vol. 101, no. 4, 2021, pp. 44-51.

アジア系移民法による白人少数派の多数派化、⑤日系カナダ人に対する民族浄化(ethnic cleansing)の企て、がなされたと指摘する⁷⁵。そして、BC州の過去と現在における構造的な人種主義を乗り越えるため、人種主義の歴史を理解する必要性を説いている。なお、文中には、「ブリティッシュ・コロニアル・プロジェクト(British Colonial Project)」という小見出しがある⁷⁶。ブリティッシュ・コロニアは、まさに「イギリス/イギリス系による植民化事業」の産物なのである。

次に「イントロダクション」では、黒人、アジア系、先住民が今日直面している状況を解説している。黒人については、ブラック・ライヴズ・マター運動、アジア系については、新型コロナウイルス感染拡大の下でのヘイト事件の多発が述べられている。また、先住民については、シェールガスのパイプライン建設をめぐるコースタル・ガスリンク社(Coastal Gaslink)を相手どり起こした訴訟の顛末を、カナダ全土に広がった反対運動とあわせて詳述している⁷⁷。このように、昨今の事態を解説することで現代に関心を抱かせ、その歴史的要因・背景や問題の根深さを理解するよう誘い、次章以降につなげている。

第1章は、ヨーロッパ人到来からTRC最終報告書が出された2015年まで、先住民の歴史を扱っている。特に白人による植民地支配について、ダグラス諸条約や連邦編入以後の先住民政策——土地条約からポトラッチなどの儀礼禁止に至るまで——が、具体的かつ多角的に論じられている。そして、国際連合が1948年に採択した「ジェノサイド罪の防止と処罰に関する条約(ジェノサイド条約)」に照らし、先住民排斥は「ジェノサイド」であると言明する⁷⁸。

さらに本章では、植民地支配の説明に加え、1906年にBC州の先住民代表がロンドンに赴きエドワード7世に嘆願した事例や⁷⁹、先住民の権利獲得に尽力した人物を取りあげるなど、先住民側の対応についても詳しく解説している。

第2章では黒人と中国系が扱われるが、焦点が当てられるのは黒人である。本章のサブタイトルが示すように、黒人、中国系ともカナダに初めて到来したのが1858年であった(中国系については、本稿II-2で言及)。黒人を呼び寄せたのは、植民地総督ジェームズ・ダグラスだった。彼は、植民地がアメリカ合衆国による支配を警戒し、在米黒人の入植を奨励した。彼らには土地購入の権利が与えられ、7年間の居住後には忠誠宣誓をへてイギリス臣民になることも認めた⁸⁰。だが、実際にコミュニティを作り始めると、日常的な人種差別を受けるようになった⁸¹。教養や技術を身につけた黒人の様子も紹介されており⁸²、いかに彼らが不当な扱いを受けたかが解説される。

第3章は、選挙権がテーマである。連邦編入の翌年(1872年)、BC州は、先住民と中国系に選挙権を認めないとする法律を制定した。その後到来する他のアジア系に対しても同様であった。本章では、BC州政府の不当性を訴え、選挙権獲得に尽力した人物・グループに焦点が当てられる。例えば、日系については本間留吉が⁸³、中国系では、第2次世界大戦後に選挙権付与を州首相に訴えた女性ヴェルマ・チェン(Velma Chen)らが紹介されている⁸⁴。南アジア系については、1943年に州政府に請願したカルサ・ディワン協会(Khalsa Diwan Society)の12名からなる代表团などが取りあげられる⁸⁵。また、先住民については、伝来の土地に対する先住民の土地所有権を求めてBC州を訴えた(コールドー訴訟(Calder case))フ

⁷⁵ CRBC, p. 5.

⁷⁶ CRBC, p. 5.

⁷⁷ CRBC, pp. 7-9.

⁷⁸ CRBC, p. 16. カナダ歴史学協会(Canadian Historical Association)は、2021年6月30日、先住民排斥を「ジェノサイド」と認める声明を発表した。細川「カナダ先住民をめぐる歴史認識」、60頁。

⁷⁹ CRBC, p. 17.

⁸⁰ CRBC, p. 27.

⁸¹ CRBC, p. 30.

⁸² CRBC, p. 29.

⁸³ CRBC, p. 36.

⁸⁴ CRBC, p. 38.

⁸⁵ CRBC, p. 37.

ランク・アーサー・コールドー(Frank Arthur Calder)が⁸⁶、黒人については、黒人女性初の同州議会議員になったローズマリー・ブラウン(Rosemary Brown)が紹介される⁸⁷。なお、コラムでは、白人政治家ジョージ・S・ピアソン(George S. Pearson)⁸⁸の人種差別的な発言などが紹介されており⁸⁹、白人優越の社会の中で非白人の地位向上に尽くした人物・グループの功績が称えられる。

第4章は、「白人のブリティッシュ・コロンビア(White British Columbia)」のスローガンの下、白人によってアジア系が排斥された諸事件として、1907年のバンクーバー暴動や1914年の駒形丸事件などを取りあげている⁹⁰。そして、排斥を受けつつも、日系、中国系、南アジア系(インド系)、さらには先住民が、それぞれのエスニック集団内で生き延びる方策を講じるだけでなく、集団を越えて協力・協調・結束することもあった点が紹介される⁹¹。

第5章は、第2次世界大戦期・戦後の日系人の処遇が扱われる。本章冒頭で、2万1000人の日系人に対する排斥は、BC州、およびカナダの歴史における最も憂慮すべき出来事であり、アメリカ合衆国での日系人排斥とくらべても不当であった。それは、人権侵害どころか、日系人の遺産(heritage)を根絶する「民族浄化」だったと声明する⁹²。そして、このような悲惨な事態を招いた責任は、大半の法律を発した連邦にあるが、実際に排斥を行なったのは、戦争の脅威を煽り強制移動等の必要性を訴えたBC州の指導者であったことを指摘する⁹³。

そのうえで、日系人(日本に人種的起源を持つすべての者)の「防衛地域」からの立ち退きを規定した枢密院令第1486号(1942年2月26日)⁹⁴や、日系人の財産を、所有者への同意なく売却できる権限を敵性外国人資産管理局(Custodian of Enemy Property)に認めた枢密院令第469号(1943年1月19日)⁹⁵によって、日系人が収容所に移送されたり、彼らの財産が没収・売却されたりする様子が描かれる。なお、第3章で言及したジョージ・S・ピアソンが、強制移動を担当したBC州保安委員会(British Columbia Security Commission)の諮問グループの1人であったことに触れているが⁹⁶、その一方で、日系人排斥に反対した白人として、協同連邦党(Cooperative Commonwealth Federation)の新人議員グレース・マッキニス(Grace MacInnis)らにも言及している⁹⁷。

また、日系人側の動きも扱われる。日系カナダ市民会議(Japanese Canadian Citizens Council)とは意見を異にし、家族単位での集団移動を要求した二世集団疎開派(Nisei Mass Evacuation Group)の中には、当局に抵抗したためオンタリオ州アングラ(Angler)の戦争捕虜収容所第101キャンプ(Camp 101)に送られた者もいた⁹⁸。日系人として初めて教員免許を取得したヒデ・ヒョウドウ・シミズ(Hide Hyodo Shimizu)もコラムで取りあげられ、彼女が収容所で日系人子女の教育にあたったことや、政府に対して日系人の帰還を請願したことなどが紹介される⁹⁹。本章最後では、日系人への排斥措置が1949年まで続いたこと、その後、日系人コミュニティの再生が図られ、リドレス運動によって謝罪・補償を得ていく様子が描かれ

⁸⁶ CRBC, p. 39.

⁸⁷ CRBC, p. 39.

⁸⁸ George Sharratt Pearson. BC州労働相で、オタワに赴き、日系人の強制退去を連邦政府に嘆願した人物。CRBC, p. 56.

⁸⁹ CRBC, p. 38.

⁹⁰ CRBC, pp. 45-46.

⁹¹ CRBC, pp. 50-51.

⁹² CRBC, p. 55. 1994年5月の国際連合専門家委員会での「民族浄化」の定義を引いている。

⁹³ CRBC, p. 55.

⁹⁴ CRBC, p. 57. 「2月24日」とあるが、正しくは「2月26日」。

⁹⁵ CRBC, pp. 59-60.

⁹⁶ CRBC, pp. 56-57.

⁹⁷ CRBC, pp. 56-57.

⁹⁸ CRBC, pp. 57-58. 和泉『日系カナダ人の移動と運動』、102-103頁。なお、同書ではNisei Mass Evacuation Groupを「二世マス・エバキューエーション・グループ」と訳している(103頁)。

⁹⁹ CRBC, p. 58.

る¹⁰⁰。

このように本章では、カナダでの日系人排斥を多角的に解説したうえで、アメリカ合衆国以上に不当であった点や¹⁰¹、先住民に対する「ジェノサイド」の延長線上に位置づける点を指摘し、国際連合専門家委員会の定義に照らしてBC州の行動は「民族浄化」にあたると主張する¹⁰²。

終章の第6章は、戦後、特に20世紀後半以降、今日までの非白人の状況を示したうえで、乗り越えるべき課題を指摘する。

連邦レベルでは1988年にリドレス合意があったが、BC州政府の人種問題への対応が遅かった。州政府は、2014年になってようやく中国系排斥措置へのリドレスに応じた。その後、日系や南アジア系の遺産継承に対する助成も行なうようになった。最近ではTRCの最終報告の行動要求が大きな影響を与えつつあるが¹⁰³、問題は解決されてはいないとして、次のように述べている。構造的人種差別について直截的に説明した箇所であり、引用しておこう。

「あらゆる努力をしてきたにも関わらず、何十年も苦悩してきたにも関わらず、人種差別は続いている。それは、1世紀におよぶ入植者植民地主義を受け継いだ制度や文化にしみこんでいる。うわべだけの平等や多文化主義信奉(a veneer of equality and adherence to multiculturalism) [傍点は引用者]の裏にあるのは、実際の、しばしば目に見えない、偏見の網(web of prejudice)であり、それがいわゆる構造的な人種差別を形作っている。この網は、すべての人々を判断する社会基準を包みこんでおり、たいていは白人入植者(white settler)の経験規範を表している。そのおかげで、ヨーロッパ系出自の人々は、白人特権(white privilege)という有利な立場に永久に居続けられる。

白人特権というのは、白人は悪者という意味ではない。ここブリティッシュ・コロンビアでの入植者植民地主義の歴史によって、先住民、黒人、種々の非白人の社会の権利が侵害される一方で、白人入植者とその子孫に特権が与えられていることを単に認めることなのである。この特権は、今日、構造的な人種差別の基盤をなしており、それを無くして前に進むには、相当な努力が必要である」¹⁰⁴。

このように構造的な人種差別の根絶の必要性を指摘したうえで、差別の壁がいぜんとして高いことを改めて指摘する。「ヴィジブル・マイノリティ」——BC州人口に占める割合は増加の一途をたどっているが——は、今日もしばしば攻撃対象となり(「イントロダクション」で指摘)、先住民は、短い平均寿命、高い死亡率や若者自死率、ホームレスや高校中退者の多さなど、多くの問題を抱えている。また、黒人に対して「人種プロファイリング(racial profiling)」が行なわれている¹⁰⁵、と。

そして、近年、BC州が構造的な人種差別の根絶を優先課題として取り組んでいることを評価する一方、州政府自体が、構造的な人種差別において主要な役割を担ってきたことを詳らかにすべきだと主張する¹⁰⁶。構造的な人種差別の根絶には、歴史を直視すべきだという州政府に向けたメッセージである。

最後に、執筆者の願いが綴られる。

「我々は、人種差別を終わらせようと必死に闘ってきた多くの先住民、黒人、非白人に対して、彼らを支援してきた仲間に対して、手を差しのべている。本教材によって、他の方々、彼らの話を理解

¹⁰⁰ CRBC, pp. 60-62.

¹⁰¹ 加米での日系人の処遇を具体的に比較している。CRBC, pp. 60-61.

¹⁰² CRBC, p. 61. 註93を参照。

¹⁰³ CRBC, p. 66.

¹⁰⁴ CRBC, p. 66.

¹⁰⁵ CRBC, pp. 67-69.

¹⁰⁶ CRBC, p. 69.

してくれること、正義のために闘う彼らに加わり、人種差別の『ブリティッシュ・コロンビア』を終わらせることを願っている。

150年は十分すぎるほど長い(150 years is long enough.)¹⁰⁷。

最後の一文には、BC州成立から150年を経てもなお解決されていない事態への憂慮がこめられている。

3 教材の特徴・意義

以上、CRBC教材の内容をみてきた。構造的な人種差別の根絶にはその歴史に向きあうべきという明確な方針の下、今日的課題と歴史認識の相補関係を理解できるような工夫が凝らされている。そのうえで、先住民に対する「ジェノサイド」(第1章)と日系人に対する「民族浄化」(第5章)を軸にしながらか、選挙権や移民排斥などについては、黒人、中国系、南アジア系も含めた非白人の歴史を横断的につなぐ記述がなされている。つまり、エスニック集団の個々の歴史を縦割りに描くのではなく、1つの出来事をめぐるエスニック集団間の関係について記述したり、エスニック集団の対応を入れ子構造のように描いたりすることで、非白人の歴史の全体像が示されている。全体を通して人種主義や入植者植民地主義の観点が重視されているが、いずれもそれは、前章で述べたブリティッシュ・コロンビアの歴史研究における新しい視点であり、本教材はそうした研究成果を反映している。

本教材では、読みやすくするための行き届いた配慮がなされている。事件や人物に関するトピックやコラムが豊富に盛り込まれており、関連する画像や図表も多数掲載されている。また、新聞記事や詩歌の引用もあり、当時の状況を理解しやすくしている。特筆すべきは、解説記事、トピック、コラムのほとんどすべてについて、関連資料のURL等が付されている点である。デジタル教材であるため、図書館・資料館・各エスニック集団の協会アーカイブなどにアクセスすることで即座に閲覧・視聴ができ、理解を深めることができる。本教材がオープンアクセスであることも、特筆すべき点である。世界じゅうの誰もが読むことができる「開かれた歴史教材」なのである。巻末には、入植者植民地主義など、基本的な用語についての解説が付けられている¹⁰⁸。

さらに、別途資料として教師向けの手引がある¹⁰⁹。(【資料2】に掲載。)生徒・学生に対してどのような問いかけや課題提示を行なうべきか、参考例が記されており、歴史や今日的課題について能動的な思考を促す「アクティブラーニング」資料である。これは教材を読む際のポイントでもあり、一般読者の理解にも有益である。

本教材が実際にどのように活用されているかについては、今後の課題としたいが、重要なのは、この歴史教材が、BC州教育省によるのではなく、歴史研究者とリドレス運動を主導した元判事によって編まれた点である。特に歴史研究者は、研究成果を広く社会に還元することで、生徒・学生や一般市民の歴史認識の是正を図ったのである。前節で引用したような「うわべだけの平等や多文化主義信奉」という現実を指摘し、真の多文化共生社会の構築を目指したのである。

換言すれば、歴史研究者らは、多文化共生社会に向けたBC州の改革が遅きに失していることを批判し、自らが率先して範を示したのであり、CRBC教材はパブリック・ヒストリーの実践例として意義を持とう。これは、公的な教育制度・カリキュラムの考察からは見えてはこない、「下からの」教育改革の試みとして評価できるのではなかろうか。

¹⁰⁷ CRBC, p. 69.

¹⁰⁸ CRBC, pp. 72-73. 収録されているのは、以下の30項目。aboriginal, aboriginal title, African descent, anti-Semitism, Asian, Asian Canadian, Black, Chinese, Chinese Canadian, colonialism, decolonization, dispossession, ethnicity, Ghadar, Gurdwara, indigenous, intersectionality, Inuit, Islamophobia, Métis, pre-emption, prejudice, race, racialization, racism, settler colonialism, South Asian, systemic racism, white privilege, white supremacy.

¹⁰⁹ <https://challengeracistbc.ca/teachers-corner.html> (August 20, 2023).

おわりに

本稿では、昨今のBC州の状況について、先住民寄宿学校問題や日系人のリドレス運動を中心に紹介したうえで、歴史研究者の動きに注目した。入植者植民地主義など、新しい観点からブリティッシュ・コロンビアの歴史を考察することで、彼らが同地のみならずカナダの歴史像の修正を試みていることを明らかにするとともに、同地が歴史研究全般にとっても意義ある素材を提供している点を指摘した。さらに、歴史研究者らが執筆した歴史教材を分析し、彼らが歴史研究の成果を社会に還元することで、市民の歴史認識の是正、ひいては真の多文化共生社会の実現に向けて積極的に関与してきた点を見出した。彼らが編んだ歴史教材はパブリック・ヒストリーの実践例であり、真の多文化共生社会実現に向けた「下からの」教育改革として評価した。

本考察を通して、歴史研究全般におけるブリティッシュ・コロンビア史の意義を確認することができたが、それ以上に、歴史研究者が今日的課題に真摯に向き合い、その解決に向けて積極的に関与する姿勢を見出すことができた。言うまでもなく歴史研究が対象とする過去は現在と密接な関係があり、歴史研究者には、今日の課題に対して応える責務がある。まさにCRBC教材は、その実践例である。構造的人種差別を根絶して真の多文化共生社会を築くには、歴史教育によって歴史認識を改める必要があるという、歴史研究者の社会的役割の認識に立って、本教材は編まれているのである。

なお、CRBC教材はBC州政府の対応の遅さを批判しているが、本稿冒頭で述べたように、構造的人種差別や入植者植民地主義の過ぎ去らない過去を認め、「反人種差別アクション・プラン」を打ち出した同州の対応は評価すべきであろう。同州政府は、非白人コミュニティへの助成の充実も図っている。2023年6月30日、中国系カナダ人博物館(Chinese Canadian Museum)がバンクーバー市東ペンダー街51番地(51 East Pender Street)にオープンした¹¹⁰。同館は、1889年に建てられた現存する最古の中国系移民の建物(Wing Sang Building)を改修したものだが、この事業に対してBC州は2750万ドルの助成を行なっている¹¹¹。歴史・記憶の継承に関しては、自治体レベルでも行なわれており、例えば、バンクーバー市参事会(Vancouver City Council)は、2021年5月18日、5月23日を「駒形丸追悼の日(Komagata Maru Remembrance Day)」¹¹²とした。このように、真の多文化共生社会の実現に向けて動いていることはたしかである。

構造的人種差別や入植者植民地主義というネガティブな歴史を扱うことは、多文化共生の先進国カナダのイメージを損なうかもしれない。しかし、そうではない。むしろ逆である。構造的人種差別や入植者植民地主義の過去に向きあおうとするカナダは、きわめて健全な社会ではないだろうか。社会の「光」と「闇」の両面に向きあうことこそ、真の多文化共生への遠くて近い道である¹¹³。歴史の反省に立つカナダは、多文化共生度をより高めた社会になるのではないか。今後もカナダの動きを注視したい。

¹¹⁰ <https://globalnews.ca/news/9804535/vancouver-chinese-canadian-museum/> (August 20, 2023). ちなみに、この日は、中国人移民排斥法制定から百年にあたっていた。同館については、<https://www.chinesecanadianmuseum.ca/> (August 20, 2023).

¹¹¹ <https://news.gov.bc.ca/releases/2022TACS0007-000200> (August 20, 2023).

¹¹² <https://vancouver.ca/people-programs/komagata-maru-remembrance-day.aspx> (August 20, 2023). 5月23日は、駒形丸がバンクーバーに到着した日(1914年)である。「駒形丸事件」の記憶のありようについては、次を参照。Michihisa Hosokawa, “Situating the Komagata Maru Incident in a Global Context: A Collaborative Work with Professor Shigeru Akita”, *Asian Review of World Histories* vol. 10, 2022, pp. 161-162; 秋田・細川『駒形丸事件』、243-251頁。

¹¹³ 人種主義法制史家コンスタンス・バックハウス(Constance Backhouse)は、カナダが諸外国とくらべて人種差別がなかったかのような認識を持つことは、「無感覚にさせる無知(stupefying innocence)」でしかないと指摘する。Constance Backhouse, *Colour-Coded: A Legal History of Racism in Canada, 1900-1950*, Toronto, 1999, p. 14. 次の論稿も参照。細川道久『「白人」支配のカナダ史——移民・先住民・優生学』彩流社、2012年、227頁；同『カナダの歴史がわかる25話』、188頁；同『カナダ先住民をめぐる歴史認識』、61頁。

【資料 1 : CRBC教材の構成】		* はトピック / コラム
A Province Like No Other	A British Colonial Project	
INTRODUCTION "British Columbia"? An Anti-Racist Uprising		
1 "British Columbia"? Indigenous Peoples Confront Genocide	Empire and Racism	
	Ingegenous Resistance to Early Colonialism	
	*The Oregon Treaty: Settler Sovereignty or Colonialism?	
	*Dave Elliott Sr	
	*The Douglas 'Treaties'	
	*The Hanging of Tsilhqot'in Chiefs	
	*Joseph Trutch	
	"British Columbia" and Union with Canada	
	*Definition---Genocide	
	Indigenous Resistance to Post-union Colonialism	
	*Indigenous Protest and Treaty 8 in British Columbia	
	*Petitioning King Edward VII	
	*Chiel Dan Cranmer (Kwakwaka'wakw)	
	Royal Commission on Indian Affairs	
	*Allied Indian Tribes of British Columbia	
	*James Teit	
	Red Power and Indigenous Activism	
	*Rose Charlie	
	*Literary Moment--- <i>Memory Serves</i> by Lee Maracle	
	*Debra Toporowski	
	Land Defence, Redress, and Indigenous Nationhood	
	2015 Final Report of the Truth and Reconciliation Commission	
2 "British Columbia"? 1858: Origins of Black and Chinese Communities	*Maria Mahoi	
	The Origins of Black Communities	
	*Literary Moment---Poem by Priscilla Stewart	
	*Slavery in Canada	
	*Mifflin Wistar Gibbs	
	*Facing Everyday Racism	
	*Emily Stark	
	The Origins of Chinese Communities	

3 "British Columbia"? A Franchise Act from the Era of Slavery	*Tomekichi Homma
	*1943 Delegation
	*Velma Chen
	*First Nations Fight for the Franchise
	*George S. Pearson
	*Frank Arthur Calder
	*Rosemary Brown
4 "British Columbia"? Resilient Communities: South Asian and Beyond	Immigration
	*The Vancouver Sun "A White British Columbia"
	*Gim Wong's Motorcycle Ride for Redress
	*Husain Rahim
	*Literary Moment---Poem by Kuldip Gill
	*Ruth Lor and Muriel Kitagawa
	*Literary Moment---poem by Florence Chia-Ying Yeh
	Cultural Resilience vs. Everyday Racism
	*Asian Canadians: Cheap Labour?
	*Khalsa Diwan Society
	*Joan Morris
	*Vivian Jung
	*Confronting Racism with Solidarity: An Analysis of the 2020 Health Science Association (HAS) Workplace Survey
5 "British Columbia"? The Attempted Ethnic Cleansing of Japanese Canadians	*Definition: Ethnic Cleansing
	*The New Canadian newspaper staff, Kaslo 1943
	*Nissei Mass Evacuation Group
	*Hide Hyodo Shimizu
	*The Nishga Girl
	*Literary Moment---Muriel Kitagawa's poem, "Weep, Canadians!"
	Out of Exile
	*Roger Obata C.M.
6 "British Columbia"? Change and Challenges: Systemic Racism	*Hogan's Alley
	*Literary Moment---poem by Janisse Browning on Social Racism
	*Doug Hudlin

【資料2】CRBC教材：教師向け手引——生徒・学生への質問例

第1章

《事前の問い》

- 1) 「ブリティッシュ・コロンビア」という名称は、いかに人種主義を表わしているのだろうか？
- 2) 本教材で取りあげる土地請求権をめぐる先住民と非先住民の対立の歴史的要因は何だろうか？
- 3) これ以外にも過去の事例はないだろうか？ 現在はどうかだろうか？
- 4) インディアン法は、先住民に対するどのような抑圧の根源になっているのだろうか？
- 5) あなたにとって、活動家だと思う人は誰ですか？
- 6) 活動家として活躍した著名な先住民女性は誰ですか？
- 7) 過去と現在において、先住民に協力的だった非先住民は誰ですか？

《批判的考究の問い》

- 1) 「発見の原理」は、ブリティッシュ・コロンビアの先住民の激減にどのような影響を及ぼしたのだろうか？
- 2) ダグラス諸条約(Douglas Treaties)の解釈をめぐる論争になるのはどうしてなのだろうか？
- 3) ブリティッシュ・コロンビアの初期の植民地化に関与した人々（先住民、非先住民）の大半は男性だった。どうしてそうだったのだろうか？

《事後の問い》

- 1) 今日の社会では、先住民に対する人種差別はどのようになっているだろうか？
- 2) 人種差別的な考えを改めたりなくしたりするのは、なぜ難しいのだろうか？
- 3) 今日、先住民の活動家が行なっている権利要求は、過去の先住民活動家とくらべて、どこが似ているだろうか？ 先住民は、何を勝ち取り、どのような課題に引き続き取り組んでいるのだろうか？

第2章

本章を通して生徒に、ブリティッシュ・コロンビア州、さらにはカナダ全土で、先住民、アフリカ系、中国系の移民が直面している課題について考えさせてください。

《事前の問い》

- 1) アフリカ系、中国系の移民に対する人種差別的な態度や行動を示す現在の出来事として、どのようなものがあるだろうか？
- 2) ブリティッシュ・コロンビア州、カナダ両政府による政策は、一部のコミュニティをどのように差別しているだろうか？（例えば、移民弁護士としてカナダで働くための条件について考えてみよう。）
- 3) 1800年代末から1900年代初頭にかけて世界で何が起きていたのだろうか？ この時期の世界の政治情勢が、北アメリカの太平洋岸に新天地を求めてやってきた非白人移民の経験にどのような影響を与えたのだろうか？

《批判的考究の問い》

- 1) 1835年のイギリス議会の帝国法によって、カナダで奴隷制が廃止された。1858年までには、大半がカリフォルニアやその他西部諸州からやってきたアフリカ系出自の人々がバンクーバー島に住むようになった。彼らの入植は、先住民社会にどのような影響を及ぼしたのだろうか？

- 2) ジェームズ・ダグラスは、どのような思惑から、アメリカ合衆国からの黒人移民を援助する一方で、バンクーバー島、ブリティッシュ・コロンビア両植民地に住む先住民を抑圧したのだろうか？
- 3) バンクーバー島とブリティッシュ・コロンビアの両植民地が 1866 年に合併したさい、先住民はどのような影響を受けたのだろうか？

《事後の問い》

- 1) ヴィクトリアおよびバンクーバー島に入植したアフリカ系と中国系の移民家族が受けた人種差別体験には共通点があったのだろうか？
- 2) その体験は、何千年にもわたって居住してきた先住民の体験とはどのように似かよっていたのだろうか？
- 3) これらの人々の体験には、どのような違いがあったのだろうか？
- 4) この時期（1885 年から 1920 年まで）において、中国系、黒人、先住民の出自の著名人には誰がいるだろうか？

第3章

本章を通して、政策や組織の活動の中にかに人種主義が埋めこまれうるのかを生徒に気づかせてください。構造的な人種差別に抵抗する方策について考えさせてください。

《事前の問い》

- 1) ブリティッシュ・コロンビアがカナダ連邦に編入するさいに署名した 1871 年の合同条項について、どんなことを想起するだろうか？ それについて何を知っているだろうか？
- 2) 民主的な参加というと、どんなことを考えるだろうか？ 民主政は最良の統治なのだろうか？ 他にどのような統治形態を知っているだろうか？
- 3) 構造的な人種差別は、制度的な政策、慣行、行動様式が異なる人種グループに異なる結果をもたらすありさまを指している。構造的な人種差別として歴史的な事例にはどのようなものがあるだろうか？ 構造的な人種差別の今日の事例としてどのようなものがあるだろうか？

《批判的考究の問い》

- 1) 今日のブリティッシュ・コロンビアと 1960 年以前のブリティッシュ・コロンビアにおける、市民的・民主的権利を比較してみよう。誰が選挙権を持っているだろうか。持っていないのはどういう人だろうか？ それはどうしてなのだろうか？
- 2) 先住民とアジア系カナダ人が選挙権を獲得するという進歩的な変化をもたらしたのは誰なのだろうか？ その闘いで社会集団はどのように協力しあったのだろうか？
- 3) 先住民が、連邦での選挙権を手に入れた代償は高すぎるのだろうか？ 公的な「インディアンの地位」以外に、どのようなものを失った可能性があるのだろうか？ 今日のブリティッシュ・コロンビア州とカナダで、その損失はどのような形で表れているのだろうか？

《事後の問い》

- 1) 進歩は直線的であり、社会的規範や政治的姿勢は、時代が経つにつれて必然的に寛容になったり受容的になったりすると思われがちである。あなたはそれに同意するだろうか、それとも反対するだろうか？ そう考えるのはなぜだろうか？
- 2) 1872 年のブリティッシュ・コロンビア州の選挙法の要因と結果は何だったのだろうか？ 社会的、

政治的、経済的側面から考えてみよう。

3) 今日のカナダ人なら、その大半が、1872年の選挙法は酷い人種差別だと思うだろう。本書の執筆者たちは、1872年のカナダ社会の基準に照らしても、この選挙法には問題があったと指摘しているが、彼らがどんな証拠を挙げているだろうか？

4) 本章に出てきたブリティッシュ・コロンビア州の市民権運動家の1人について調べ、彼らの立場に立って手紙やスピーチを書いてみよう。

第4章

本章を通して、先住民や非白人の社会が、白人至上の社会においてレジリエンス、連帯、抵抗を強めている様子に関心を持たせるようにしてください。

《事前の問い》

1) ブリティッシュ・コロンビアが白人が多数の州になったのは、偶然なのか、周到に選択された方策によるのか？ あなたの考えを説明してみよう。

2) あなたは移民をどう思っているのか？ 「移民」という言葉をどのようにとらえているのか？ 「移民」と「セトラー（入植者・定住者）(settler)」という両者のアイデンティティの間にどのような差異や対立があるのだろうか？

3) 非先住民の生徒にとって、あなたの家族がカナダに定住するさい、どのような障害や不安を経験したのだろうか？ あなたの家族がカナダにはじめて住み着いたさい、どのような恩恵を得たのだろうか？

《批判的考究の問い》

1) 政府の政策と人種主義の制度化の間にはどのような関係があるのか、過去と現在の事例を引いてみよう。その関係を具体的に示してみよう。

2) 先住民、黒人、アジア系移民を白人セトラー（入植者）の犠牲者のように描くことが、主要メディアや教科書での常套表現になっている。様々な社会間での抵抗と連帯の例を明示してみよう。そこから学ぶことが大切なのはどうしてなのだろうか？

3) 政府、刑事司法、メディア、教育事業のような様々な機関が、いかに協働して人種のステレオタイプや不平等を生み出しているのだろうか？

《事後の問い》

1) 「白人のブリティッシュ・コロンビア」を築くために、どのような政策が具体的に実施されてきたのだろうか？

2) レジリエンスを高め、白人の優越に対して抵抗するために、芸術、文化、コミュニティはどのような役割を果たしているのだろうか？

3) 人種差別的な労働の扱いについて、過去と現在の間にはどのような変化と連続性があるのだろうか？

第5章

《事前の問い》

1) 日系カナダ人は、第2次世界大戦前に人種差別を受けていたのだろうか？

2) 枢密院令第1486号はなぜ重要だったのだろうか？

3) 日系2世の疎開キャンプとはどういうものだったのだろうか？

- 4) オンタリオ州アングラの第 101 キャンプ (戦争捕虜収容所) とはどのようなものだったのだろうか?
- 5) 枢密院令第 469 号はどのようなもので、それはなぜ重要だったのだろうか?
- 6) どうして日系カナダ人は、1949 年までブリティッシュ・コロンビア州に戻れなかったのだろうか?
- 7) 1988 年のリドレス合意の要点は何だったのだろうか?
- 8) NA J C がブリティッシュ・コロンビア州政府に対してリドレスを要求したのはどうしてだったのだろうか?

《批判的考究の問い》

- 1) 日本との戦争と日系カナダ人の処遇との間にはどのような関係があったのだろうか?
- 2) 日系カナダ人の処遇にあたって、連邦政府と州政府はそれぞれどのような役割を担っていたのだろうか?
- 3) 日系カナダ人は、不正に対してどのように抵抗したのだろうか?
- 4) これは民族浄化だったのか、そうでなかったのか、私たちはどのように判断したらよいのだろうか?

《事後の問い》

- 1) 日系カナダ人に対する扱いは、ドイツやイタリアに出自を持つカナダ人に対する扱いとどのように違っていたのだろうか?
- 2) 日系カナダ人に対する扱いが、日系アメリカ人に対する扱いと異なっていたのはどうしてだったのだろうか?
- 3) 日系カナダ人の経験は、先住民の経験とどのように結びつくのだろうか?
- 4) イスラム教嫌い (Islamophobia) はどのようなものだろうか? それは、日系カナダ人に対する排斥とどのように関連しているのだろうか?

第 6 章

《事前の問い》

- 1) 政府は過去の過ちに対してどのように謝罪をしてきたのだろうか? 何をもって、十分なリドレスとみなせるのだろうか? リドレスが十分だと誰が判断するのだろうか?
- 2) 人種差別が現れるのはどういった場合なのだろうか? (言葉、行動、政策などについて考えてみよう) 例を挙げてみよう。
- 3) どのようにして私たちは人種差別に加担するのだろうか? どのようにして私たちは反人種差別運動に貢献できるのだろうか?

《批判的考究の問い》

- 1) 白人優越のイデオロギーはどのように根絶することが難しいのだろうか?
- 2) 人種差別的な行動・行為は、いかにして一部の人々に力を与えたり利益を与えたりするのだろうか?
- 3) 「ブラック・ライブズ・マター」や「アイドル・ノー・モア (Idle No More)」¹¹⁴ のような社会運動は、人種差別に対する取り組みをどのように進めているのだろうか?

¹¹⁴ 2012 年、サスカチュワン州 (Province of Saskatchewan) の 4 人の女性 (うち 3 人が先住民) が、先住民に対する不公平への抗議、先住民としての誇りの回復を求めて起こした運動。SNS を介して世界に拡散されており、先住民以外の人々の共感も集めている。同運動については、次を参照。Ken Coates, #IDLENO MORE and the Remaking of Canada, Regina, 2015.

《事後の問い》

- 1) 構造的な人種差別を改めようとする様々な文書が出されているにも関わらず、ブリティッシュ・コロンビア州では、それがどのような形でいぜんとして残存しているのだろうか？ 1982年憲法法(Constitution Act of 1982)、1997年のデルガムークウ判決(Delgamuuk Decision)¹¹⁵、1988年の日系カナダ人への補償、2015年のTRC最終報告書について考えてみよう。
- 2) 諸機関は、人種差別を受けた人々を援助し、彼らを公平性や公正な処遇に向けて支援するためにどのようなことをしているのだろうか？
- 3) 「活性化(revitalization)」という考えが、反人種差別運動にとって重要な要素なのはどうしてなのだろうか？ 空間(例えば、ホーガンズ通り(Hogan's Alley)¹¹⁶やチャイナタウン)の活性化、言語(例えば、先住民の諸言語)の活性化、文化的な慣行・伝統(例えば、通過儀礼)の活性化について考えてみよう。

付記 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)(2022～25年度)(22K00942)、および同基盤研究(B)(2021～24年度)(21H00561)による研究成果の一部である。

¹¹⁵ BC州北西部の土地権原をめぐる先住民が同州と争った訴訟の最高裁判決。「土地権原が『それ自体に特有の』性質を持つことを確認しながら、該当領域での占有がコモン・ローの原理に由来するもその一部は以前から存在する先住民の法システムにも由来するとした」。永井文也「カナダ先住民の土地権原承認後の展開——和解に向けた先住民法の尊重」『カナダ研究年報』41号、2021年、2頁。

¹¹⁶ バンクーバーのストラスコナ地域(Strathcona)にある黒人街の俗称。CRBC, p. 65.